

魅力ある県産品開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良の魅力を高めるギフトや土産物の充実を図り、顧客志向の商品開発力向上を支援するため、県内の中小企業者が行う魅力ある土産物等の商品開発・改良に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、県内に事業所を有する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- (4) 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- (5) 規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1項に規定する者が実施する、魅力ある県産品の開発に係る次に掲げる事業であって、知事が認めるものとする。

- (1) マーケティング活動（商品のコンセプトづくりや販売活動にあたっての市場調査やサンプル調査等をいう。）ただし、マーケティング活動のみの事業は含まないものとする。
 - (2) 商品開発・改良（地域資源を活用した新商品の開発や既存商品の改良）
- 2 補助の対象となる経費、補助上限額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「事業計画書等」という。）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）に相当する額を減額しなければならない。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による書類を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第3号様式)により交付申請者に通知するものとする。この場合において、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

2 知事は、別に定めるところにより、商品開発等に知見を有する者の意見を参考に、前項の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けることができる。

この場合において、交付の決定を受ける者が前条第2項ただし書に該当する者である場合は、補助金の額の確定時に消費税等仕入控除税額について減額する旨の条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更の承認等)

第7条 補助事業者は、次に掲げる変更をしようとするときは、補助事業の変更承認申請書(第4号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の30%を超える変更

(2) 補助事業の内容の変更(次のア及びイに該当する場合を除く。)

ア 補助目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の創意工夫によって、より効果的に事業が実施できると認められる場合(ただし、別表1に定める専門人材にかかる経費、マーケティング活動にかかる経費又は商品開発・改良にかかる経費のいずれかを0円とする変更は、補助目的に変更が生じているものとみなす)

イ 計画の細部の変更であって、補助事業の遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合

2 知事は、前項の承認に当たり、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。

3 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、1回を限度として、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第6号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の交付決定により生じる権利の全部又は一部を、

知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、補助事業遅延等報告書(第7号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに、遂行状況報告書(第8号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第9号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の結果が補助金の交付決定の内容(変更の承認をした場合は、その承認をした内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告に伴い、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税額等仕入控除税額報告書(第12号様式)を速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくな

った場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第2項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（第13号様式）を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等があるときは、第12条第1項の規定による実績報告にあわせて取得財産等管理明細表（第14号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入を得たとき又は収入を得る見込みがあるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第20条第3号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第15号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

- 第18条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化により、収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助事業の経理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び領収書等の証憑書類を、補助事業を完了した日（廃止の承認を受けた場合にあつては、廃止した日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示し、公表し、又は漏えいしてはならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（成果の発表）

第21条 補助事業者は、知事からの要請がある場合は、補助事業の成果について、必要な情報を提供し、発表し、及び県が行う公表に協力しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する

別表1

補助の対象となる経費

区分	経費の種類	内容
専門人材にかかる経費	専門家謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
	専門家旅費	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる旅費
マーケティング活動にかかる経費	旅費	情報収集、各種調査を行うための旅費
	調査研究費	調査に関する経費
商品開発・改良にかかる経費	試作・開発費	商品や包装パッケージ等の試作開発に伴う原材料費及び設計、デザイン、加工等のために支払われる経費
	機械装置・工具器具費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に関する経費
	借料	機器、設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費
	委託費・外注費	デザイン等業務の一部を第三者に委託、外注するために支払われる経費。
	広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費

別表2

補助上限額、補助率、補助金の額の算定方法

補助上限	補助率	補助金の額の算定方法
50万円	1/2以内	補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額(ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる)と補助上限の額を比較して少ない方の額。